

## 動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正について

### 1. 改正の背景

磁気誘導式鉄道は、従来の鉄道と異なり、レール等によって車両を案内するものではなく、走行面に埋め込まれた磁気マーカ―を車両に設置した磁気センサーで検知することにより車両を案内し、情報伝達(車々間通信)により適切な車間距離を確保しながら、隊列走行を行う新しい輸送システムです。

磁気誘導式鉄道はレール等の物理的な軌条がないだけでなく、従来の鉄道とは車両の特性が異なるため、これに対応した運転免許制度を定めるものです。

### 2. 改正の概要

- (1) 磁気誘導式鉄道の運転に対応した運転免許の種類を新たに設定することを検討しています。
- (2) 動力車を操縦する範囲を限定した磁気誘導式鉄道の運転免許を受けようとする者については、道路交通法に基づく運転免許(大型第二種免許)を取得している場合には、試験を免除することを検討しています。

### 3. 今後のスケジュール(予定)

平成16年11月中旬以降に施行することを検討しています。